

令和8年度

伏木海上保安部
富山分室浴室改良改修工事

第九管区海上保安本部

第一章 工事概要

1. 工事名称

伏木海上保安部富山分室浴室改良改修工事

2. 工事場所

伏木海上保安部富山分室（富山港湾合同庁舎 2階）

〒931-8358 富山県富山市東岩瀬海岸通り 17-2

3. 工事期間

契約締結日から令和8年9月30日(水)まで。

4. 担当部署

事務所名 第九管区海上保安本部総務部経理課(仕様、監督)

所在地 新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1

電話 025-285-0118

事務所名 伏木海上保安部管理課(現場監督・検査)

所在地 富山県高岡市伏木錦町 11-15

電話 0766-44-0197

事務所名 伏木海上保安部富山分室(現場監督)

所在地 富山県富山市東岩瀬海岸通り 17-2

電話 076-426-2118

5. 官給品

なし

第二章 一般共通事項

1. 適用範囲

(a) 工事実施に際しては、設計図書に従い施行する。

(b) 本仕様書に記載のない事項でも、自然付帯する事項は請負金額の範囲内で実施する。

2. 設計図書

設計図書とは、図面及び仕様書(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む)をいう。

3. 監督職員

監督職員とは、「第九管区海上保安本部長」が任命する職員で、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。

4. 疑義に対する協議

設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、一方的な解釈や変更をすることなく、監督職員と協議し、その指示に従う。

5. 現場の納まりなどの関係による協議

現場の納まり、取り合いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。なお、軽微な変更等であれば請負金額の変更は行なわない。

6. 諸届

工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等は速やかに実施し、工事工程に支障を及ぼさないように注意する。また、これに要する諸費用も負担する。

7. 現場代理人及び主任技術者

(a) 現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。

(b) 建設業法第 26 条に定める主任技術者(監理技術者)はその資格を証明する資料を監督職員に提出し承諾を受ける。

8. 工事現場の安全衛生管理

(a) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行なう。ただし、別に責任者を定める場合はこれによるものとする。

(b) 工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行なうなど、事故の防止に努める。

9. 災害及び公害の防止

工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。また、第三者に対して損害を与えた場合は、請負者の責任において適正な補償を行わなければならない。

(1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。

(2) 公害の防止に努める。

(3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。

(4) 気象の変化に注意し、事故防止に努める。

(5) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。

10. 臨機の処置

災害又は公害が発生した場合及び発生するおそれのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

11. 養生

従来部分、施工済み部分、未使用材料などで、汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生及び保護を行なう。

12. 工程表

着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承認を受ける。

13. 施工計画書

工事着工に先立ち、施工計画書を作成し、監督職員に提出する。ただし、施工計画書作成の必要性の少ないものは、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

14. 施工図、原寸図、見本その他

施工図、原寸図、見本などは、必要に応じて速やかに提出し、監督職員の承諾を受ける。ただし、作成の必要性の少ないものは監督職員の承諾を受けて省略することができる。

15. 職方への指示

12. 13. 14. により作成した図書などは、関係する職方に周知徹底させる。

16. 材料

(a)材料は、新品とし、18. により合格したもの又は、承諾を受けたものとする。

(b)材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質のものとする。

(c)設計図書による「JIS(日本工業規格)の規格品」と指示された材料は、JIS マーク表示のあるもの又は JIS の規格証明書の添付されたものとする。

(d)調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して承諾を受ける。

17. 材料搬入の報告

材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて、監督職員に 27. の工事報告で報告する。ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて、報告を省略することができる。

18. 材料の検査

(a)材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

(b)合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。

19. 材料検査に伴う試験

(a)試験は下記の場合に行なう。

(1) 設計図書に定められた場合。

(2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。

(b)供試体は、監督職員の承諾を受けて作製する。

(c)試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場など適切な場所で行なうものとし、その決定にあたっては、監督職員の承諾を受ける。なお、公的試験所で行なう場合を除き、原則として監督職員の立ち会いを受ける。

(d)試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。

20. 施 工

施工は、設計図書及び 12. 13. 14. による監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図、現寸図などに従って行なう。

21. 技 能 士

技能士は職業能力開発促進法による一級技能士の資格を有し、合格証明書を監督職員に提出して、承諾を受けた者とする。ただし、作業の一部が軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。

22. 施 工 の 検 査

監督職員の検査は、下記の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は別に指示する。

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 監督職員の指定した工程に達した場合。

23. 施 工 の 立 ち 会 い

監督職員の立ち会いは、下記の場合に行う。

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 監督職員が特に指示する場合。

24. 施工検査に伴う試験

(a) 試験は下記の場合に行う。

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合

(b) 供試体の作製及び試験所等は、19. による。

25. 他 工 事 と の 出 合

他の請負者によって施工される工事との出合となる場合、監督職員の指示に従い関係請負間において十分協議を行い、相互に円滑な工事の実施に努めなければならない。

26. あ と 片 付 け

工事完成に際しては、あと片付け及び清掃を行う。

27. 工 事 報 告

工事の進捗、材料の搬入、搬出、作業員の作業、気象状況等を記載した報告書を原則として毎週作成し、監督職員に提出する。

28. 工 事 写 真

工事着工前から工事完成まで工事の施工順に撮影し、サービス判、各 1 枚をアルバムに整理して監督職員に提出する。

特に工事完成後、地中に埋設される部分や、外部から確認できない部分の撮影を忘れないよう十分注意するとともに、被写体の寸法が判明するよう、スケール、ポール及び箱尺等を同時に撮影する。

29. 完成写真

正面・側面等2～3方向から撮影し監督職員に提出する。

30. 竣工検査

現場代理人は検査に立ち会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成されていない場合は、検査職員の指示に従い、請負人の負担において適切な措置を講じなければならない。

31. 官給品等

(a)本工事において、官給品がある場合は、現場代理人または主任技術者は次の処置をとる。

- (1) 官給品の引き渡しを受ける際には、現場に立ち会い、「官給品受領書」を2部提出する。
- (2) 官給品の保管場所・保管方法並びに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとる。
- (3) 官給品の使用が終了したときは、「官給品精算書」を2部提出して確認を受け引渡を行う。

(b)本工事において、撤去品が発生した場合、現場代理人または主任技術者は次の処置をとる。

- (1) 撤去品の保管場所・保管方法並びに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとる。
- (2) 監督職員の指示する場所に運搬し「撤去品発生通知書」を2部提出する。

32. 完成図書等

工事完成後、完成図書、取扱説明書その他監督職員の指示する図書を提出すること。

第三章 工事仕様

図面及び仕様書に記載のない事項は下記による

- 「公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)」
- 「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)」
- 「電気通信設備工事共通仕様書」:国土交通省大臣官房技術調査課編集

本工事にあたって、撤去した発生材等は関係法定に従い適正に処置し、撤去にあたっては、建設リサイクル法等関係法令に準拠し適正に処分すること。

又、産業廃棄物処理については、マニフェスト及び搬出入状況写真等により管理し適法に行うこと。

使用する材料は、製作図等を提出の上、監督職員の指示を受けること。

1. 仮設等工事

- (1) 設置工事前に安全に作業できるよう足場等を設置し、養生を行うこと。
- (2) 工事資材や処分廃材の運搬及び搬入・搬出は付帯とする。
- (3) 工事完了後、室内の清掃を行うこと。

2. 解体撤去工事

- (1) 別図2の①～⑨について、以下のとおり解体撤去等を行うこと。
 - イ ①のRC浴槽(W830×D1070×H750mm、厚み 110mm)を解体撤去すること。
 - ロ ②のバランス釜及び給排気トップを撤去すること。
 - ハ ③の水道管は、シャワー室で使用する以外のものは、水漏れしないよう閉栓作業を確実にを行い、室内に出ている配管を撤去すること。
なお、シャワー室で使用する水道管について、配管改修に不必要な部分は切断し撤去すること。
 - ニ ④のガス管は、ガス漏れしないよう閉栓作業を確実にを行い、室内に出ている配管を撤去すること。
 - ホ ⑤の照明器具2台を撤去すること。
 - ヘ ⑥の木製スノコ 2 個(1個あたり W1280×D940×H180mm)を撤去すること。
 - ト ⑦の浴室扉(半外付型、W1300×D100×H1800mm)を撤去すること。
なお、天井から浴室扉までの壁も撤去すること。
 - チ ⑧の木製小上がり(W1300×D950×H220mm)を解体撤去すること。
 - リ ⑨の浴室内タイルを全撤去すること。
- (2) 浴室及び脱衣室の天井仕上げ材と下地材を撤去すること。
- (3) 撤去したものについては、受注者にて適法に処分すること。
- (4) アスベスト含有の恐れがある物は、アスベスト含有材とみなし撤去し、アスベスト含有材処理として施工・搬出・処分とする。

3. 改良改修工事

(1)内装等工

- イ シャワーユニットを設置するため、浴槽を撤去した箇所周辺にコンクリートを打設し、土間を形成すること。
なお、断熱材(スタイロフォーム又は同等品)も敷き詰めておくこと。
- ロ タイルを撤去した箇所についてはモルタルなどで下地調整を行った後に、GL工法で耐水ボード(t12.5)

を張り、その上に合成樹脂エマルジョンペイントを塗装すること。

- ハ 別図3及び4の緑色で示された箇所に新しく壁を設置すること。
なお、壁の下地はLGS65(軽量鉄骨)とし、その上に耐水ボードを貼りつけ合成樹脂エマルジョンペイントで塗装すること。
- ニ 脱衣室とシャワー室との間に新設する壁にはシャワーユニットの出入口に合う額縁(木枠)を設置することとし、木材部分を油性調合ペイントで塗装すること。
- ホ 更衣室と脱衣室との間に新設する壁には、片開扉(枠付き、W750×H2000mm程度、鍵付き)を設置すること。
- ヘ 別図3及び4の薄茶色で示した箇所に小上がり(フリーフロア、H150 mm)を設置し、その上に床板と塩ビシートを貼り付けること。
なお、フリーフロア設置後、框も設置することとする。
- ト 床から2300 mm程度の箇所に新しく天井(W1300×D5000 mm程度)を設置する。
- チ 天井は、軽量天井下地(LGS19型)を下地とし、その上にジプトーン(t9.5mm)を張付けること。
- リ 新設した天井、壁、小上がりの隙間を塞ぐために廻り縁及び巾木を設置すること。
- ヌ 別図3及び4の水色で示された箇所に新しくカーテンレールを取り付けること。
なお、カーテンレールに取り付ける天井から小上がりまでの長さのカーテンも受注者にて手配すること。

(2)電気設備

- イ 脱衣室及び更衣室の天井にLED照明器具(防湿・拡散タイプ、天井直付、30~40W)を各1台ずつ設置すること。
- ロ 別図3及び4の桃色②で示す箇所付近に脱衣室及び更衣室の照明用スイッチを取付けること。
- ニ 別図3及び4の桃色①で示す箇所付近にシャワーユニットの照明及び換気用スイッチを取付けること。
- ホ 別図3及び4のオレンジ色で示す箇所付近に2口コンセントを設置すること。
- ヘ 廊下から更衣室へ入る扉の錠を鍵から電子式(電源:電池)へ交換すること。
- ト 各電気設備の設置が完了した後に、正常に作動するかなどを確認すること。
- チ 各設置箇所はおおよそを示したものであり、詳細な設置位置は監督職員と打ち合わせを行い、決定する。
また、設置する電気配線の長さは20m程度とするが、やむを得ない事情により変更が必要になる場合は、協議により変更することが出来るものとする。

(3)シャワーユニット及び電気温水器設置

- イ 別図で示す箇所にシャワーユニットを設置することとし、設置に伴う付属金具等は付帯とする。
- ロ 設置するシャワーユニットは、照明、換気機能(換気扇)、2段収納が付いているものとする。
- ハ シャワーユニットの搬送及び組立作業は付帯とする。
- ニ 脱衣室内に電気温水器を1台設置すること。
なお、設置する電気温水器は、給湯専用、タンク容量:200L程度、電圧:200V、質量:50kg程度、サイズ:H1900×W550×D500程度、リモコン付きとする。
- ホ 各設置箇所はおおよそを示したものであり、詳細な設置位置は監督職員と打ち合わせを行い、決定する。

(4)給排水管等の敷設

- イ 既設水道管を改修し、シャワーユニットと電気温水器まで給水管を新たに敷設すること。
- ロ 給水管は水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管(呼び径20mm)で、継手、接合材、支持金物は付帯と

する。

なお、設置する給水管の長さは 4m程度とする。

ハ 電気温水器からシャワーユニットへの給湯管を新たに敷設すること。

ニ 給湯管は給湯用ステンレス管で、継手、接合材、支持金物は付帯とし、グラスウール保温材等で保温処
置を施すこと。

なお、設置する給湯管の長さは 2m程度とする。

ホ 既設配管を改修し、シャワーユニット及び電気温水器用排水管を新たに敷設すること。

ヘ 排水管は排水用耐火 2 層管(呼び径 50mm)で、継手、接合材、支持金物は付帯とする。

なお、設置する排水管の長さは 4m程度とする。

ト シャワー室側面の壁に穴を開けて、換気用ダクト及びフードを取付けること。

チ シャワーユニットの換気設備と新たに設置した換気用ダクトを接続すること。

リ 各種配管等の設置・接続が完了後、給水、給湯、排水、換気に問題がないか確認すること。

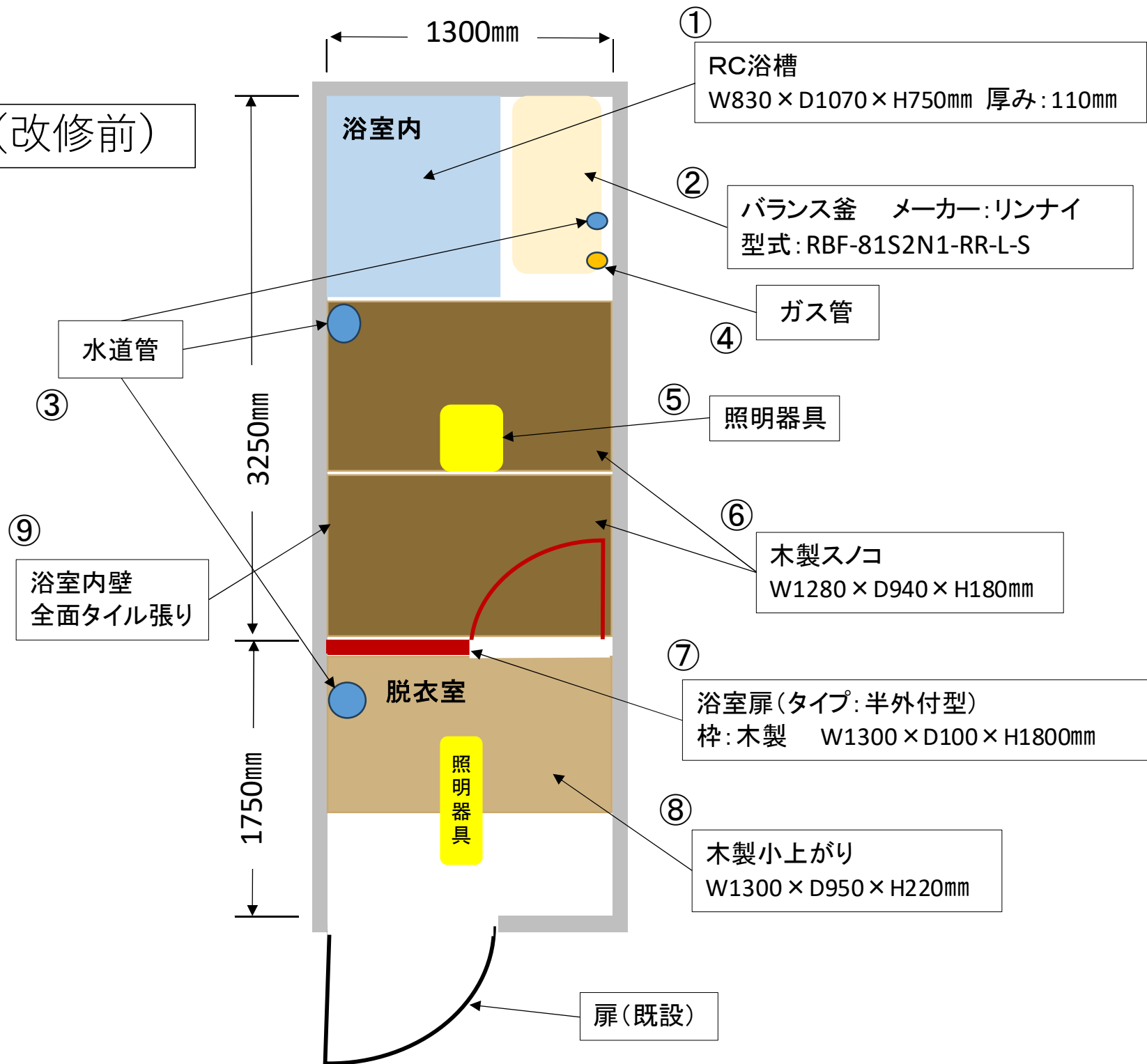
別図1

案内図・位置図



別図 2

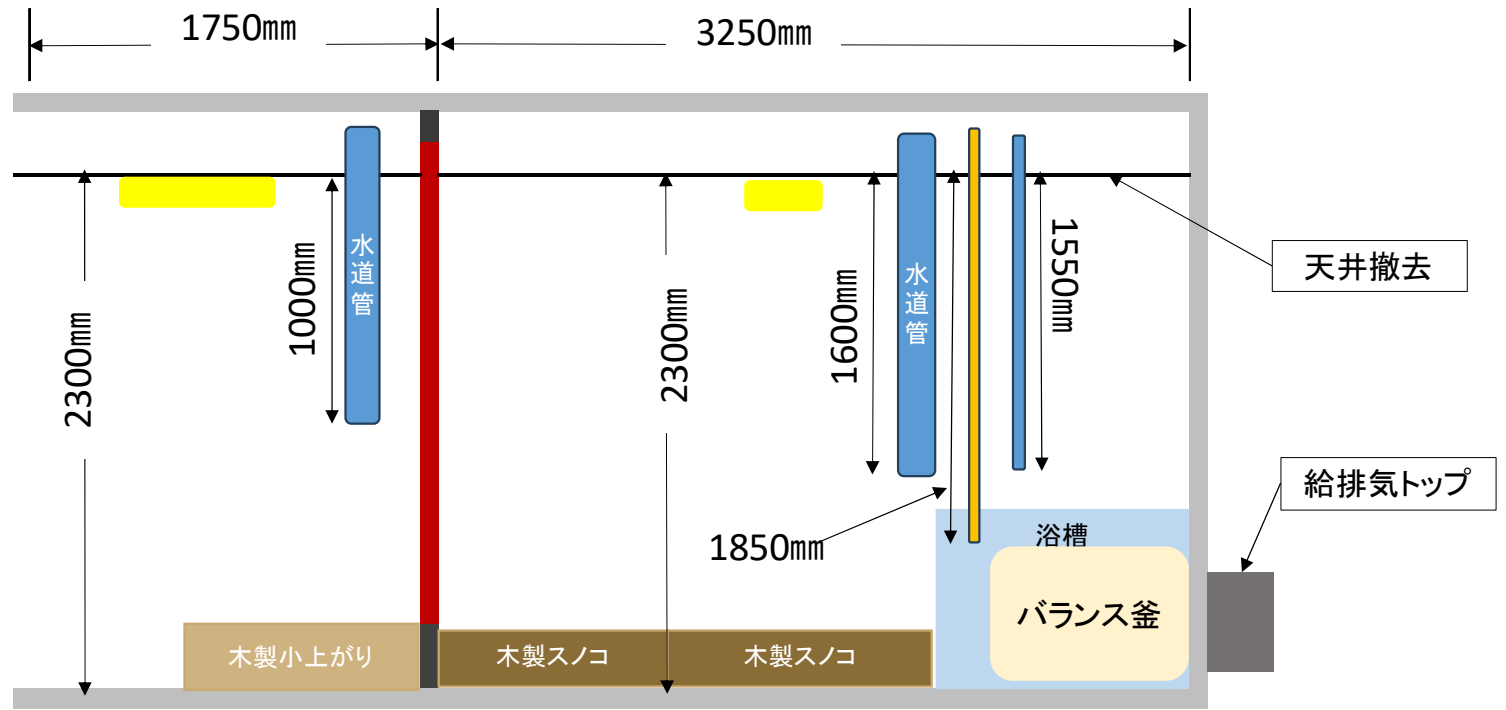
浴室 (改修前)



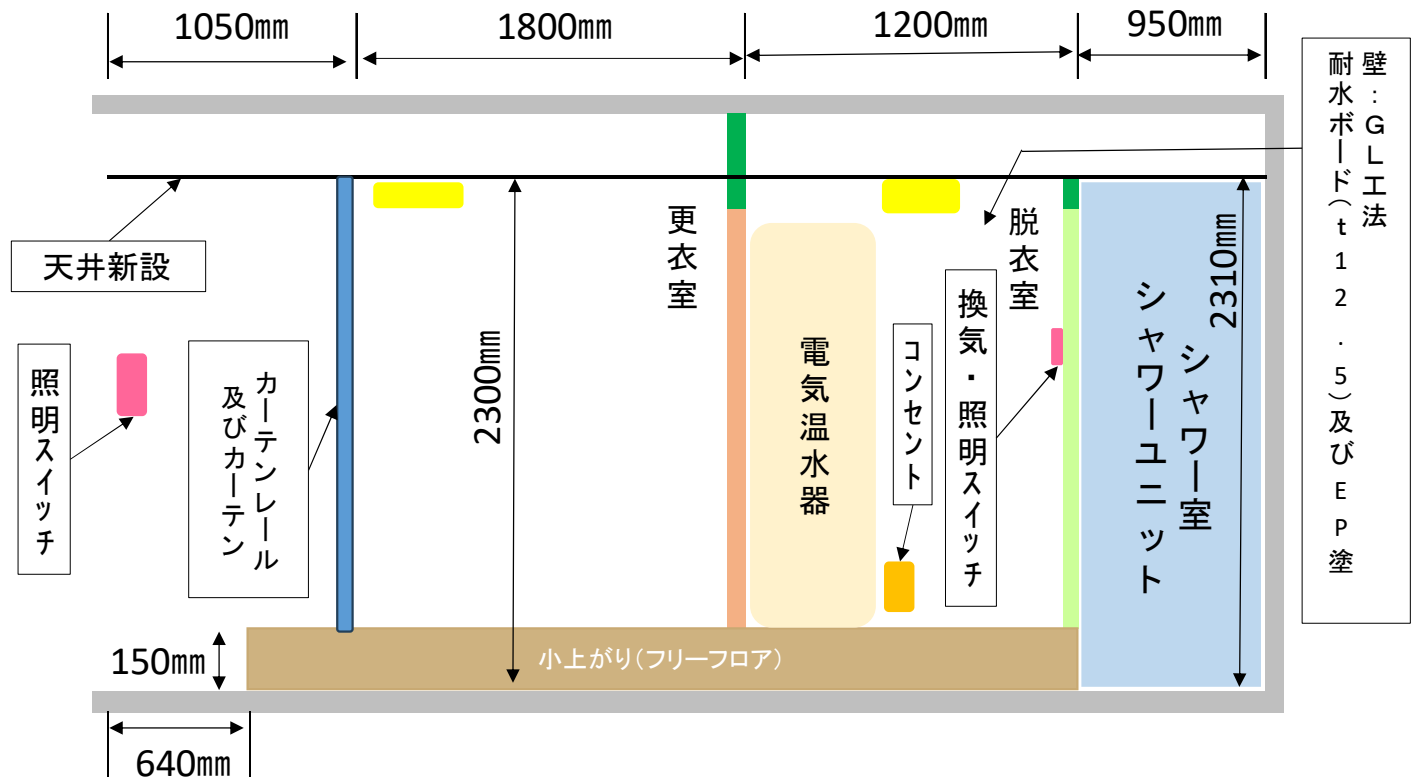
別図 3

浴室側面図 (改修前後)

改修前



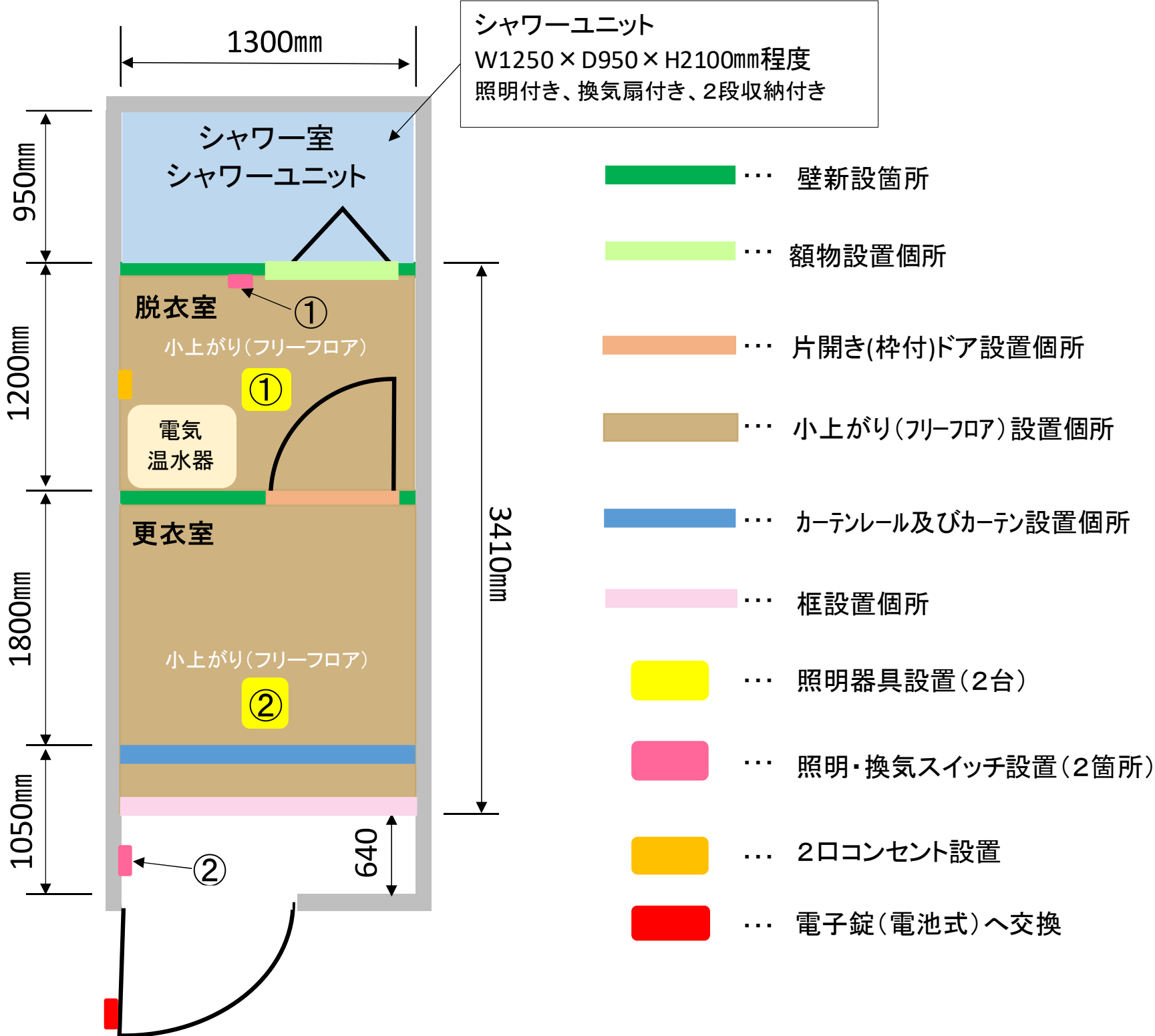
改修後



別図 4

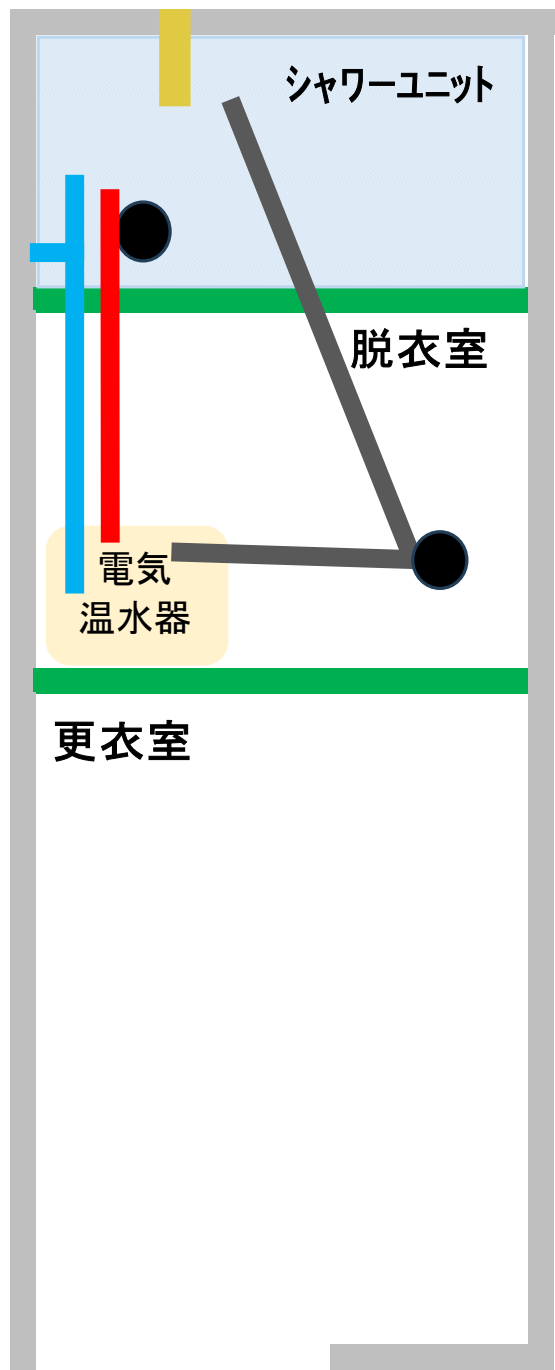
浴室 (改修後)

※電気設備の位置はおおよそその場所であり、詳細な設置位置は監督職員と打ち合わせ後に決定することとする。



別図 5

各種配管



※各種配管の設置場所は、おおよそを示したものであるため、最終的な設置場所は監督直員と打ち合わせを行い決定すること。

※接続および設置完了後、検査までに必ず給水、給湯、排水、換気が正常に行えるか監督職員立ち合いのもと確認を行うこと。

※各配管の長さはおおよその長さであるため、やむを得ない事情により変更が必要になる場合は、協議により変更することが出来るものとする。

● … 既設排水溝位置

— … 給水管

— … 給湯管

— … 排水管

— … 換気用配管